

## 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人朱鳥会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事及び監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間2,000万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間120万円以内とする。
- 3 この法人の常勤理事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」に定めるとおりとする。
- 4 各々の常勤理事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」のうちから又は別表「常勤理事俸給表」を基準として、評議員会の決議によって定めるものとする。
- 5 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 6 各々の監事の報酬月額は、別表「常勤理事俸給表」及び別記1「非常勤理事の報酬」を勘

案して、評議員会において定めるものとする。

7 個々の評議員の報酬は、別記2「評議員の報酬」に定める額とする。

#### (費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費含む）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

#### (報酬等の支給日)

第6条 常勤役員の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

#### (報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

#### (公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### (補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

#### 附 則

この規程は平成29年8月23日(評議員会の議決日)から施行する。

別表 常勤理事俸給表

号俸	1 等級報酬 (円)	2 等級報酬 (円)	3 等級報酬 (円)
1	255,000	190,500	138,000
2	262,650	194,310	139,380
3	270,530	198,196	140,774
4	278,645	202,160	142,182
5	287,005	206,203	143,603
6	295,615	210,327	145,039
7	304,483	214,534	146,490
8	313,618	218,825	147,955
9	323,026	223,201	149,434
10	332,717	227,665	150,929
11	342,699	232,218	152,438
12	352,980	236,863	153,962
13	363,569	241,600	155,502
14	374,476	246,432	157,057
15	385,710	251,361	158,627
16	397,282	256,388	160,214
17	409,200	261,516	161,816
18	421,476	266,746	163,434
19	434,120	272,081	165,068
20	447,144	277,523	166,719
21	460,558	283,073	168,386
22	474,375	288,734	170,070
23	488,606	294,509	171,771
24	503,265	300,399	173,488
25	518,362	306,407	175,223
26	533,913	312,535	176,976
27	549,931	318,786	178,745
28	566,429	325,162	180,533
29	583,422	331,665	182,338
30	600,924	338,298	184,162

31	618,952	345,064	186,003
32	637,520	351,966	187,863
33	656,646	359,005	189,742
34	676,345	366,185	191,639
35	696,636	373,509	193,556
36	717,535	380,979	195,491
37	739,061	388,599	197,446
38	761,233	396,371	199,421
39	784,070	404,298	201,415
40	807,592	412,384	203,429
41	831,820	420,632	205,463
42	856,774	429,044	207,518
43	882,477	437,625	209,593
44	908,952	446,378	211,689
45	936,220	455,305	213,806

常勤理事 級別標準職務基準表

	1 級	2 級	3 級
職 務 名	常勤理事	常勤理事 事 務 長	常勤理事 事 務 長

常勤理事 基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
常勤理事	大 学 卒	1 級 1 号 級
	短 大 卒	2 級 1 号 級
	高 校 卒	3 級 1 号 級
事 務 長	大 学 卒	3 級 5 号 級
	短 大 卒	3 級 3 号 級
	高 校 卒	3 級 1 号 級

別記 1 非常勤理事の報酬

理事：理事会・評議員会出席の都度、1人一律20,000円

別記 2 評議員の報酬

評議員会出席の都度、1人一律20,000円